

別紙

諮問第1769号

答 申

#### 1 審査会の結論

- (1) 本件一部開示決定1は、妥当である。
- (2) 本件一部開示決定2において不開示とした部分のうち、別表4に掲げる部分については開示すべきであるが、その他の部分については不開示が妥当である。
- (3) 本件開示請求3に係る請求文書について、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

#### 2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った別表1に掲げる本件開示請求1から3までに対し、東京都教育委員会が令和5年11月15日付けで行った本件一部開示決定1、同年12月8日付けで行った本件一部開示決定2及び同日付けで行った存否応答拒否を理由とする本件不開示決定について、それぞれその取消しを求めるというものである。

#### 3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、本件開示請求1に対し、別表2に掲げる本件対象公文書1を特定して本件一部開示決定1を、本件開示請求2に対し、別表3に掲げる本件対象公文書2-1から2-19までを特定して本件一部開示決定2を行うとともに、本件開示請求3に対し、開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例7条2号及び6号に該当する不開示情報を開示することとなるとして、条例10条に基づき、別表1に掲げる存否応答拒否を理由とする本件不開示決定を行ったものである。

#### 4 審査会の判断

##### (1) 審議の経過

本件審査請求については、令和6年6月13日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和6年9月10日及び20日に実施機関から理由説明書を收受し、令和7年5月20日（第257回第一部会）から令和8年1月26日（第264回第一部会）まで、8回審議を行った。

## （2）審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### ア 本件一部開示決定1の妥当性について

都立学校で事故が発生した場合、事故発生報告等事務処理要綱（昭和46年10月11日東京都教育委員会教育長決定）に基づき、都立学校の校長は、管轄の学校経営支援センターへ連絡することとなっており、連絡を受けた同支援センターは教育庁主管課長へ報告するよう定められている。本件一部開示決定1に係る本件対象公文書1は、教育庁指導部高等学校教育指導課において、その報告及び対応を記録したものであり、実施機関は、別表2に掲げる本件不開示情報について条例7条2号に該当すると説明する。

審査会が見分したところ、本件不開示情報は、性被害に関する事故の発生時期、時間帯、事故の区分、学校名、事故の発生場所、発生状況及び指導対応に関する記載であり、これらは、実施機関の説明するとおり、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例7条2号本文に該当する。また、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しないため、本件一部開示決定1は妥当である。

### イ 本件一部開示決定2の妥当性について

#### （ア）教職員の服務事故に係る事務の流れについて

都内の公立学校に勤務する教職員の服務事故が発生した際は、事故発生報告等事務処理要綱の規定により、校長が状況報告書を作成する。都立学校の場合は、当該学校を管轄する学校経営支援センターを通じて東京都教育委員会へ報告を行い、区

市町村立学校の場合は、校長から報告を受けた区市町村教育委員会が任命権者へ報告する必要があると判断したものについて、都立学校に準じて報告を行うこととなっている。

実施機関は、任命権者としての事故に係る事実確認のため、事故を起こした教職員（以下「事故者」という。）、監督者、被害者等から事情聴取を行い、認定した事実に基づき、事故者及び監督者に対する懲戒処分又は措置等（以下「処分等」という。）の量定に係る原案を作成の上、教職員懲戒分限審査委員会に諮問し、その答申を踏まえて処分等を決定する。

#### （イ）懲戒処分に係る事案の公表について

懲戒処分に係る事案の公表は、「学校に勤務する教職員の懲戒処分の公表等について」（平成12年12月26日付。以下「処分公表基準」という。）に基づき行われており、原則として、懲戒免職の場合は、氏名、学校名、職名、年齢、性別、処分程度及び処分理由を、その他の懲戒処分の場合は、校種、職名、年齢、性別、処分程度及び処分理由を公表している。なお、被処分者の氏名等を公表することにより被害者等が特定される可能性がある事案等については、被害者等の人権に配慮し、被処分者の氏名及び学校名を公表しないこととされている。

#### （ウ）本件不開示情報1から9までの不開示妥当性について

実施機関は、本件開示請求2に対応するものとして体罰及び不適切な指導に係る事故（以下「体罰等事故」という。）に関する別表3に掲げる本件対象公文書2—1から2—19までを特定し、同表に掲げる本件不開示情報1から9までを不開示とする本件一部開示決定2を行った。

以下、本件不開示情報1から9までの不開示妥当性について検討する。

##### a 本件不開示情報1について

審査会が見分したところ、本件不開示情報1は、処分等を決定する起案文書や対象者への処分等に係る区市町村教育委員会から東京都教育委員会への内申文書に記載された被処分者の氏名、生年月日、所属する学校名、区市町村教育委員会の文書記号・番号等の情報である。

当該情報は、被処分者の氏名、生年月日及び所属等が明らかになるものであり、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであることから、条例7条2号本文に該当する。

次に、同号ただし書該当性について検討するに、本件不開示情報1は、懲戒処分という職員個人の身分取扱いに係る情報であって、職務の遂行に係る情報とは認められないことから、同号ただし書には該当しない。

また、同号ただし書イ該当性を判断するに、実施機関においては、処分公表基準により氏名を原則として公表することとしているのは懲戒免職処分を受けた教職員のみであって、それ以外の処分等を受けた教職員の氏名については一切公表していないとのことであるから、当該情報は、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められない。さらに、当該情報は、その内容及び性質から同号ただし書口にも該当しない。

したがって、本件不開示情報1は、条例7条2号に該当し、同条6号該当性を判断するまでもなく、不開示が妥当である。

#### b 本件不開示情報2について

審査会が見分したところ、本件不開示情報2は、被害者をはじめとする体罰等事故に関係する者（以下「関係者」という。）に関する個人情報、体罰等事故を認定するために行った調査の過程で得られた経緯及び事実、教育委員会及び学校の対応等の情報である。これらのうち、別表4に掲げる部分を除く部分は、関係者の氏名及び所属、体罰等事故に係る詳細な状況、指導状況等が明らかになるものであり、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、条例7条2号本文に該当し、その内容及び性質から同条ただし書には該当しない。よって、条例7条6号該当性を判断するまでもなく、不開示が妥当である。

しかしながら、本件不開示情報2のうち、別表4に掲げる部分は、体罰等事故に係る経緯の報告等に関する記載であって、一般的な記述にとどまり、これを公にしたとしても、特定の個人を識別することができるとは認められず、また、個人の権利利益を害するおそれがあるとも認められない。さらに、当該部分については、

上述のとおり一般的な記述であることから、これを公にすることにより、実施機関が主張するような、今後、区市町村教育委員会が自らの率直な意見を記入できなくなり、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとまでは言えない。よって、本件不開示情報2のうち、別表4に掲げる部分については、条例7条2号及び6号に該当せず、開示すべきである。

c 本件不開示情報3について

審査会が見分したところ、本件不開示情報3は、処分説明書(案)等のうち処分等の理由についての情報である。これらのうち、別表4に掲げる部分を除く部分は、体罰等事故に係る詳細な状況等が明らかになるものであり、被処分者、関係者の個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、条例7条2号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しない。よって、条例7条6号該当性を判断するまでもなく、不開示が妥当である。

しかしながら、本件不開示情報3のうち、別表4に掲げる部分については、単なる項番や処分等の根拠条文が記載されているのみであり、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるとは言えず、また、これを公にすることにより人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは言えない。よって、本件不開示情報3のうち、別表4に掲げる部分については、条例7条2号及び6号に該当せず、開示すべきである。

d 本件不開示情報4について

審査会が見分したところ、本件不開示情報4は、体罰等事故の報告文書や事情聴取に係る起案文書に記載された事故者の氏名、生年月日、所属する学校名、区市町村教育委員会の文書記号・番号等の情報である。これらのうち、別表4に掲げる部分を除く部分は、事故者の氏名や生年月日等が明らかになるものであり、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであることから、条例7条2号本文に該当する。

同号ただし書該当性について検討するに、本件不開示情報4は、教育指導の過

程で起こした体罰等事故に関する報告書等に含まれる情報であり、職務の遂行に係る情報であると認められるが、このうち、別表4に掲げる部分を除く部分は、公務員の氏名及びこれを識別することができる情報であることから、同号ただし書ハには該当せず、同号ただし書イの該当性により判断すべきものである。

体罰等事故が発生した場合には、事故者、監督者等から事情聴取を行い、認定した事実に基づき、処分等を決定するが、原則として氏名を公表することとしているのは懲戒免職処分を受けた教職員のみであって、少なくとも処分が決定するまでは、その氏名が公表されることはないのであるから、体罰等事故の報告文書や事情聴取に係る起案文書に記載された事故者の氏名等は、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められない。また、その内容及び性質から同号ただし書ロにも該当しない。よって、条例7条6号該当性を判断するまでもなく、不開示が妥当である。

しかしながら、本件不開示情報4のうち、別表4に掲げる部分は、事故者が所属する学校名が明らかになる情報であると認められるところ、これを公にすることにより、特定の学校の教員による体罰等事故が発生したことが判明する性質の情報ではあるが、事故者又は被害者を識別することができるものとは認められず、また、体罰等事故の発生が明らかになったからといって、当該学校の関係者等の個人の権利利益を害するおそれがあるとも認められないので、条例7条2号本文に該当しない。

さらに、実施機関は、当該情報が公にされることとなると、区市町村教育委員会及び当事者の所属校（以下「区市町村教育委員会等」という。）への問合せ・苦情等が生じ、その対応のために区市町村教育委員会等の業務に支障を及ぼすおそれがあるとともに、東京都教育委員会と区市町村教育委員会等との信頼関係が損なわれ、今後の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例7条6号にも該当すると説明しているが、事故等についての対応は区市町村教育委員会等がその業務として行うべきものであり、当該情報を公にすることにより東京都教育委員会と区市町村教育委員会等との信頼関係が損なわれ、今後の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは言えない。

したがって、本件不開示情報4のうち、別表4に掲げる部分については、条例7条2号及び6号に該当せず、開示すべきである。

e 本件不開示情報 5 について

審査会が見分したところ、本件不開示情報 5 は、体罰等事故に対する区市町村教育委員会や校長の見解が記載された部分である。これらのうち、別表 4 に掲げる部分を除く部分には、体罰等事故の発生の経緯及び事実に関する具体的な内容が記載されており、特定の個人を識別することはできないとしても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められることから、条例 7 条 2 号本文に該当し、その内容及び性質から、同号ただし書のいずれにも該当しない。よって、条例 7 条 6 号該当性を判断するまでもなく、不開示が妥当である。

しかしながら、本件不開示情報 5 のうち、別表 4 に掲げる部分については、校長又は区市町村教育委員会による体罰一般に対する見解や、服務規律確保に関する指導等の取組内容、報告対象となった事故に関する指導内容等に係る一般的な記述にとどまり、又は事故者及び監督者に対する処分等に関する一般的な見解等が記載されているにすぎないことから、これを公にしたとしても、特定の個人を識別することができるとは認められず、また、個人の権利利益を害するおそれがあるとも認められない。さらに、当該部分については、上述のとおり一般的な記述であることから、これを公にすることにより、実施機関が主張するような、今後区市町村教育委員会が自らの率直な意見を記入できなくなり、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとまでは言えない。よって、本件不開示情報 5 のうち、別表 4 に掲げる部分については、条例 7 条 2 号及び 6 号に該当せず、開示すべきである。

f 本件不開示情報 6 について

本件不開示情報 6 は、体罰等事故の報告文書や事情聴取に係る起案文書に記載された事故者、関係者からの聴取内容である。これらのうち、別表 4 に掲げる部分を除く部分は、事故者や関係者の個人情報、体罰等事故に係る詳細な状況が明らかになるものであることから、前記 b 及び d で判断したとおり条例 7 条 2 号に該当するほか、これを公にすることにより、被聴取者が発言や説明を躊躇することで適切な情報収集が困難になり、今後の人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂

行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例7条6号に該当し、不開示が妥当である。

しかしながら、本件不開示情報6のうち、別表4に掲げる事故者が所属する学校名が明らかになる情報については、前記dでの判断を踏まえると、条例7条2号及び6号に該当しない。

また、別表4に掲げる部分のうち、事情聴取の冒頭で被聴取者が本人であること等を確認するための質問内容については、これを公にしたとしても、特定の個人を識別することができるとは認められず、また、人事管理に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

よって、本件不開示情報6のうち、別表4に掲げる部分については、条例7条2号及び6号に該当せず、開示すべきである。

g 本件不開示情報7について

本件不開示情報7は、被処分者の履歴カードである。履歴カードには、職員の氏名、生年月日、性別、職員番号、学歴及び給与情報を含む勤務履歴に関する事項等が記載されている。これは、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、条例7条2号本文に該当する。また、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しない。

したがって、本件不開示情報7は、条例7条2号に該当し、不開示が妥当である。

h 本件不開示情報8について

本件不開示情報8は、処分等の案に関する情報である。これらのうち、別表4に掲げる部分を除く部分は、体罰等事故について関係者等からの報告、事情聴取、教職員懲戒分限審査委員会への諮問、答申等を受けて検討された被処分者に対する処分量定の案であり、被処分者の個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、条例7条2号本文に該当し、前記aのとおり、同号ただし書のいずれにも該当しない。また、被処

分者に対する処分量定の案は、決定される前の未成熟な情報であることから、これを公にすることとなると、人事管理に関する事務の公正かつ円滑な遂行に支障が生じるおそれがあると認められ、条例7条6号に該当する。よって、条例7条2号及び6号に該当し、不開示が妥当である。

しかしながら、本件不開示情報8のうち、別表4に掲げる部分については、監督責任者処分措置（案）に記載された「職名」に係る情報であって、通常、校長、副校長等の管理監督者の職名が記載されることが容易に推測される情報であり、当該職名のみを公にしたとしても、個人の権利利益を害するおそれがあるとは言えず、また、人事管理に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすとも認められない。よって、本件不開示情報8のうち、別表4に掲げる部分については、条例7条2号及び同条6号に該当せず、開示すべきである。

i 本件不開示情報9について

本件不開示情報9は、本件対象公文書2-8の上部欄外に記載された、本件処分を決定する際に付議された会議の名称であるが、これを公にしたとしても人事管理に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすとは認められない。

したがって、本件不開示情報9は、条例7条6号に該当せず、開示すべきである。

ウ 存否応答拒否を理由とする本件不開示決定の妥当性について

実施機関は、本件開示請求3について、請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、特定の個人に係る相談の有無を開示することになるとして、これらの情報は、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあり条例7条2号に該当するとともに、相談事務に支障が生じるおそれがあり同条6号に該当するとして、条例10条により文書の存在を明らかにしないで不開示としたものである。

審査会が検討したところ、本件開示請求3は特定の個人に関する事案についての請求であることが明らかであり、実施機関の説明するとおり、請求に係る公文書が存在しているか否かを答えると、特定の個人による東京都教育委員会に対する、性犯罪に

関する相談の有無が明らかになると認められることから、これらの情報は、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであり、条例7条2号本文に該当する。また、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しない。

以上のことから、本件開示請求3は、その存否を答えるだけで、条例7条2号に該当する不開示情報を開示することとなるため、同条6号該当性を判断するまでもなく、条例10条に基づき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した本件不開示決定は、妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

倉吉 敬、安藤 広人、中村 晶子、松前 恵環

別表1 本件開示請求

本件開示 請求	請求内容	本件決定
1	過去に東教委に相談された「子どもの性犯罪」に関する問題への取り組みや解決された方法、また教職員への指導および処分	一部開示決定1
2	学校(教職員/教委含む)の対応が原因となって精神疾患をわずらった場合はどのように都で対応したか、また加害者職員に対してどのような処分を下したか。(本件開示請求1、2に関しては過去をふりかえり5件分、また新聞等(ネットニュース含む)記録が残っていればそちらも開示を求めます。)	一部開示決定2
3	東京都教育委員会服務担当〇〇氏が「〇〇警察署から性犯罪に関しては警察に言うように言われているので東京都教育委員会(〇〇市教・中学校含む)では対応できない、そのように通達されているので」という内容だったが上記の説明をした根拠がわかる公文書(警視庁本部、警察庁本部に確認したところ学校外の(性犯罪等に関しても)犯罪等に関して学校に関与するな等はなしていない/通達もしていないとの解答のため) 上記の問題に関して、〇〇警察署とはDV支援をうけはじめた際、夫に情報をもらすことなどがあり警視庁本部の方に担当を	不開示決定 (存否応答拒否)

	<p>かえてもらっていた。その状況を市教委は知っていたので、〇〇警察署に情報を伝えていないと〇〇氏と話をしていたあと市教 〇〇氏に確認済み。その他行政機関に確認したが〇〇警察署に 連絡している所はなかった。そのため、</p> <p>1) 何故〇〇警察署と連らくをしたのか？ 2) どの部署、担当者／どんな内容／私たちの事件について／ど んな指導通たつをうけたのか／個人情報を教えた根拠／となる もの</p>	
--	---	--

別表2 本件一部開示決定1

本件対象公文書		本件不開示情報	根拠規定 (条例7条)
1	事故連絡一覧 (性被害)	受信日時、区分、学校名、電話番号、発信者、 発生日時、発生場所、当事者名、発生状況、指 導対応	2号

別表3 本件一部開示決定2

本件対象公文書		本件不開示情報		根拠 規定 (条 例7 条)
2-1	31教人職第320 号 〇〇教員に 対する懲戒処 分について	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被処分者に関する個人情報（東京都教育委員会 が処分公表基準に基づき公表している情報と同 等の内容を除く。）</li> <li>・区市町村教育委員会の文書記号・番号</li> </ul>	2号 6号
		2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係者に関する個人情報（東京都教育委員会 が処分公表基準に基づき公表している情報と同 等の内容を除く。）</li> <li>・体罰等事故に係る概要、認定した事実、確認し た事故の発生の経緯及び事実（東京都教育委員 会が処分公表基準に基づき公表している情報と 同等の内容を除外。）</li> <li>・区市町村教育委員会等の対応（一般的な記述を</li> </ul>	

			除く。)	
		3	処分説明書（案）等の処分等の理由	
		8	処分等の案に関する情報	
2-2	教職員の服務事故について（報告）	4	・ 事故者に関する個人情報（東京都教育委員会が処分公表基準に基づき公表している情報と同等の内容を除く。） ・ 区市町村教育委員会の文書記号・番号、公印、発信者名	2号 6号
		2	・ 関係者に関する個人情報（東京都教育委員会が処分公表基準に基づき公表している情報と同等の内容を除く。） ・ 体罰等事故に係る概要、認定した事実、確認した事故の発生の経緯及び事実（東京都教育委員会処分公表基準に基づき公表している情報と同等の内容を除く。） ・ 区市町村教育委員会等の対応（一般的な記述を除く。）	
		5	・ 区市町村教育委員会の見解（一般的な記述を除く。）	
		6	事故者、関係者からの聴取内容	
		4	・ 事故者に関する個人情報（東京都教育委員会処分公表基準に基づき公表している情報と同等の内容を除く。） ・ 区市町村教育委員会の文書記号・番号、公印、発信者名	
2-3	服務事故に係る追加資料の送付について	2	・ 関係者に関する個人情報（東京都教育委員会処分公表基準に基づき公表している情報と同等の内容を除く。）	2号 6号
2-4	〇〇公立学校教員の体罰事故について(事情聴取)(教諭)	4	・ 事故者に関する個人情報（東京都教育委員会処分公表基準に基づき公表している情報と同等の内容を除く。） ・ 区市町村教育委員会の文書記号・番号	2号 6号

		6	・事故者からの聴取内容	
2-5	〇〇公立学校 教員の体罰事 故について(事 情聴取)(〇〇)	4	・事故者に関する個人情報（東京都教育委員会が 処分公表基準に基づき公表している情報と同等 の内容を除く。） ・区市町村教育委員会の文書記号・番号	2号 6号
		6	・関係者からの聴取内容	
2-6	〇〇学校教職 員の処分につ いて(内申)	1	・被処分者に関する個人情報（東京都教育委員会 が処分公表基準に基づき公表している情報と同 等の内容を除く。） ・区市町村教育委員会の文書記号・番号、公印、 発信者名	2号 6号
2-7	履歴カード	7	・被処分者に関する個人情報	2号
2-8	16教人職第 1313号 〇〇公 立学校教員の 懲戒処分につ いて	9	・東京都教育委員会の非公開の会議に関する情報	6号
		8	・処分等の案に関する情報	2号 6号
		1	・被処分者に関する個人情報（東京都教育委員会 が処分公表基準に基づき公表している情報と同 等の内容を除く。） ・区市町村教育委員会の文書記号・番号	
		2	・関係者に関する個人情報（東京都教育委員会が 処分公表基準に基づき公表している情報と同等 の内容を除く。） ・体罰等事故に係る概要、認定した事実、確認し た事故の発生の経緯及び事実（東京都教育委員会 が処分公表基準に基づき公表している情報と同 等の内容を除く。）	
		5	・区市町村教育委員会の見解（一般的な記述を除 く。）	
		3	処分説明書（案）等の処分等の理由	
2-9	東京都公立学 校教員の服務 事故について (報告)	4	・事故者に関する個人情報（東京都教育委員会が 処分公表基準に基づき公表している情報と同等 の内容を除く。） ・区市町村教育委員会の文書記号・番号、公印、 割印、発信者名	2号 6号

		2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係者に関する個人情報（東京都教育委員会が処分公表基準に基づき公表している情報と同等の内容を除く。）</li> <li>・体罰等事故に係る概要、認定した事実、確認した事故の発生経緯及び事実（東京都教育委員会が処分公表基準に基づき公表している情報と同等の内容を除く。）</li> <li>・区市町村教育委員会等の対応（一般的な記述を除く。）</li> </ul>	
		5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区市町村教育委員会の見解（一般的な記述を除く。）</li> </ul>	
		6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故者、関係者からの聴取内容</li> </ul>	
2-10	〇〇公立学校教員の体罰事故について(事情聴取)(教諭)	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故者に関する個人情報（東京都教育委員会が処分公表基準に基づき公表している情報と同等の内容を除く。）</li> <li>・区市町村教育委員会の文書記号・番号</li> </ul>	2号 6号
		6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故者からの聴取内容</li> </ul>	
2-11	〇〇公立学校教員の〇〇について(事情聴取)(〇〇)	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故者に関する個人情報（東京都教育委員会が処分公表基準に基づき公表している情報と同等の内容を除く。）</li> <li>・区市町村教育委員会の文書記号・番号</li> </ul>	2号 6号
		6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係者からの聴取内容</li> </ul>	
2-12	〇〇公立学校教員の体罰事故の〇〇について(事情聴取)(〇〇)	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故者に関する個人情報（東京都教育委員会が処分公表基準に基づき公表している情報と同等の内容を除く。）</li> <li>・区市町村教育委員会の文書記号・番号</li> </ul>	2号 6号
		6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係者からの聴取内容</li> </ul>	
2-13	履歴カード	7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被処分者に関する個人情報</li> </ul>	2号
2-14	学校教職員の服務事故に対する処分について(内申)	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被処分者に関する個人情報（東京都教育委員会が処分公表基準に基づき公表している情報と同等の内容を除く。）</li> <li>・区市町村教育委員会の文書記号・番号、公印、割印、発信者名</li> </ul>	2号 6号

2-15	25 教人職第1348号 ○○に対する措置依頼、○○に対する○○依頼及び○○に対する○○依頼について	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被処分者に関する個人情報（東京都教育委員会が処分公表基準に基づき公表している情報と同等の内容及び一般的な記述を除く。）</li> <li>・区市町村教育委員会の文書記号・番号</li> </ul>	2号 6号
		2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係者に関する個人情報（東京都教育委員会が処分公表基準に基づき公表している情報と同等の内容を除く。）</li> <li>・体罰等事故に係る概要、認定した事実、確認した事故の発生の経緯及び事実（東京都教育委員会が処分公表基準に基づき公表している情報と同等の内容を除く。）</li> <li>・区市町村教育委員会等の対応（一般的な記述を除く。）</li> </ul>	
		3	・処分説明書（案）等の処分等の理由	
		8	・処分等の案に関する情報	
2-16	教職員の服務事故について（報告）	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故者に関する個人情報（東京都教育委員会が処分公表基準に基づき公表している情報と同等の内容及び一般的な記述を除く。）</li> <li>・区市町村教育委員会の文書記号・番号、公印、割印、発信者名</li> </ul>	2号 6号
		2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係者に関する個人情報（東京都教育委員会が処分公表基準に基づき公表している情報と同等の内容を除く。）</li> <li>・体罰等事故に係る概要、認定した事実、確認した事故の発生の経緯及び事実（東京都教育委員会が処分公表基準に基づき公表している情報と同等の内容を除く。）</li> <li>・区市町村教育委員会等の対応（一般的な記述を除く。）</li> </ul>	
		5	・区市町村教育委員会の見解（一般的な記述を除く。）	
		6	・事故者、関係者からの聴取内容	
2-17	○○公立学校 ○○の○○に	4	・事故者に関する個人情報（東京都教育委員会が処分公表基準に基づき公表している情報と同等	2号 6号

	ついて(事情聴取) (〇〇)		の内容及び一般的な記述を除く。 ・区市町村教育委員会の文書記号・番号	
		6	・事故者からの聴取内容	
2-18	〇〇公立学校 〇〇の体罰事故に関する事情聴取 (〇〇)	4	・事故者に関する個人情報 (東京都教育委員会が処分公表基準に基づき公表している情報と同等の内容及び一般的な記述を除く。) ・区市町村教育委員会の文書記号・番号	2号 6号
		6	・関係者からの聴取内容	
2-19	履歴カード	7	・被処分者に関する個人情報	2号

別表4 開示すべき部分

本件対象公文書		開示すべき部分	
2-1	31 教人職第 320 号 〇〇教員に対する懲戒処分について	本件不開示情報 3	・ 9 枚目「処分の理由」欄 2 行目 1 文字目及び 2 文字目、5 行目 1 文字目及び 2 文字目、7 行目 1 文字目及び 2 文字目、10 行目 1 文字目及び 2 文字目、17 行目 1 文字目及び 2 文字目、18 行目 1 文字目及び 2 文字目、20 行目から 23 行目まで
		本件不開示情報 8	・ 7 枚目「監督責任者処分措置 (案)」欄 1 行目 3 文字目及び 4 文字目、5 行目 1 文字目から 3 文字目まで
2-2	教職員の服務事故について (報告)	本件不開示情報 4	・ 1 枚目「先方の文書」欄 11 文字目から 21 文字目まで、「件名」欄 2 行目 2 文字目から 12 文字目まで ・ 2 枚目 1 行目、4 行目、5 行目、印影、「4 当事者・関係者の氏名等」の表中、「体罰等を加えた者」欄の所属欄の記載 ・ 16 枚目 4 行目 26 文字目から 29 文字目まで、13 行目 23 文字目、34 文字目から 37 文字目まで ・ 17 枚目 32 行目 12 文字目から 15 文字目まで ・ 19 枚目 18 行目 39 文字目から 42 文字目まで、20 行目 15 文字目から 18 文字目まで、22 行目 2

			文字目から5文字目まで、23行目1文字目から4文字目まで、26行目4文字目から14文字目まで、28行目1文字目から4文字目まで
		本件不 開 示 情 報 2	・15枚目「②確認した事故発生の経緯及び事実」 32行目1文字目から5文字目まで、23文字目から 33行目行末まで
		本件不 開 示 情 報 5	・19枚目28行目34文字目から30行目行末まで
2-3	サービス事故に係る追加資料の送付について	本件不 開 示 情 報 4	・1枚目「先方の文書」欄11文字目から19文字目まで、「件名」欄2行目2文字目から12文字目まで ・2枚目1行目、4行目、5行目及び印影、7行目12文字目から22文字目まで、9行目1文字目から11文字目まで
2-4	〇〇公立学校教員の体罰事故について(事情聴取)(教諭)	本件不 開 示 情 報 4	・1枚目「先方の文書」欄12文字目から22文字目まで、「件名」欄1行目1文字目から7文字目まで、2行目2文字目から15文字目まで ・2枚目1行目1文字目から14文字目まで、6行目6文字目から19文字目まで、「5告知事項」欄の1行目29文字目から32文字目まで
		本件不 開 示 情 報 6	・2枚目「6聴取内容」欄の冒頭3問の質問文(被聴取者氏名を除く)
2-5	〇〇公立学校教員の体罰事故について(事情聴取)(〇〇)	本件不 開 示 情 報 4	・1枚目「先方の文書」欄12文字目から22文字目まで、「件名」欄1行目1文字目から7文字目まで、2行目2文字目から20文字目まで ・2枚目1行目1文字目から14文字目まで、30文字目から34文字目まで、4行目6文字目から34文字目まで、「5告知事項」欄の1行目14文字目から17文字目まで、29文字目から37文字目まで

			で、4行目 12文字目から 29文字目まで
		本件不開 示情報 6	・ 2枚目「6 聴取内容」欄の冒頭 2 問の質問文
2-8	16教人職第1313号 〇〇教員に対する 懲戒処分について	本件不開 示情報 3	・ 15枚目「処分の理由」欄 6行目から 9行目まで
		本件不開 示情報 5	・ 9枚目 18行目 42文字目から 19行目行末まで、 23行目 40文字目から 24行目行末まで
		本件不開 示情報 8	・ 9枚目「監督責任者処分措置（案）」欄 1行目 1 文字目及び 2文字目、3行目 1文字目及び 2文字 目
		本件不開 示情報 9	・ 1枚目最上段左側 1文字目から 20文字目まで
2-9	東京都公立学校教 員の服務事故につ いて（報告）	本件不開 示情報 4	・ 1枚目「先方の文書」欄 12文字目から 21文字 目まで、「発信者名」欄、「件名」欄 2行目 2文 字目から 10文字目まで  ・ 2枚目上部中央印影、2行目、5行目、6行目、 印影、「4 当事者名（1）事故を起こした教員の 氏名等」のうち、「所属」欄の記載  ・ 14枚目 10行目 3文字目から 7文字目まで、38 行目 33文字目から 35文字目まで  ・ 16枚目 18行目 1文字目から 3文字目まで  ・ 26枚目 24行目 2文字目、25行目 4文字目、40 行目 1文字目、43行目 9文字目
		本件不開 示情報 5	・ 26枚目 43行目 39文字目から 44行目行末まで
2-10	〇〇公立学校教員 の体罰事故につい て（事情聴取）（教 諭）	本件不開 示情報 4	・ 1枚目「先方の文書」欄 12文字目から 19文字 目まで、「件名」欄 1行目 1文字目から 6文字目 まで、2行目 2文字目から 10文字目まで  ・ 2枚目 1行目 1文字目から 12文字目まで、4行

			目 6 文字目から 17 文字目まで、「5 告知事項」欄の 1 行目 32 文字目から 37 文字目まで
		本件不開示情報 6	・ 2 枚目「6 聴取内容」欄の冒頭 3 問の質問文（被聴取者氏名を除く）
2-11	〇〇公立学校教員の〇〇について（事情聴取）（〇〇）	本件不開示情報 4	・ 1 枚目「先方の文書」欄 12 文字目から 19 文字目まで、「件名」欄 1 行目 1 文字目から 6 文字目まで、14 文字目から 17 文字目まで、2 行目 2 文字目から 16 文字目まで ・ 2 枚目 1 行目 1 文字目から 13 文字目まで、26 文字目から 30 文字目まで、4 行目 6 文字目から行末まで、「5 告知事項」欄の 1 行目 15 文字目から 20 文字目まで、29 文字目から 39 文字目まで、5 行目 9 文字目から 26 文字目まで
		本件不開示情報 6	・ 2 枚目「6 聴取内容」欄の冒頭 2 問の質問文
2-12	〇〇公立学校教員の体罰事故の〇〇について（事情聴取）（〇〇）	本件不開示情報 4	・ 1 枚目「先方の文書」欄 12 文字目から 19 文字目まで、「件名」欄 1 行目 1 文字目から 6 文字目まで、19 文字目から 22 文字目まで、2 行目 2 文字目から 16 文字目まで ・ 2 枚目 1 行目 1 文字目から 8 文字目まで、26 文字目から 30 文字目まで、4 行目 6 文字目から行末まで、「5 告知事項」欄の 1 行目 15 文字目から 20 文字目まで、29 文字目から 39 文字目まで、5 行目 9 文字目から 25 文字目まで
		本件不開示情報 6	・ 2 枚目「6 聴取内容」欄の冒頭 2 問の質問文
2-15	25 教人職第 1348 号 〇〇に対する措置 依頼、〇〇に対する 〇〇依頼及び〇	本件不開示情報 3	・ 11 枚目 7 行目 1 文字目から 6 文字目まで、13 行目及び 14 行目
		本件不開示情報 6	・ 4 枚目「監督責任者処分措置（案）」欄 1 行目

	○に対する○○依頼について	示情報 8	1文字目及び2文字目、3行目1文字目から3文字目まで
2-16	教職員の服務事故について（報告）	本件不 開 示情報 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1枚目「先方の文書」欄 11文字目から 19文字目まで、「発信者名」欄</li> <li>・ 2枚目上部中央印影、1行目、4行目、5行目、印影、「4当事者・関係者の氏名等」の表中、「不適切な指導をした教員」欄のうち、3行目4文字目から5行目行末まで</li> <li>・ 6枚目 10行目 6文字目から 8文字目まで、11行目 20文字目から 34文字目まで、12行目 7文字目から 10文字目まで、16行目 13文字目</li> <li>・ 7枚目 5行目 2文字目から 4文字目まで、6行目 1文字目から 3文字目まで、9行目 21文字目から 31文字目まで</li> <li>・ 13枚目 3行目 1文字目、4行目 4文字目から行末まで、5行目 3文字目から行末まで、6行目 4文字目から 10文字目まで、13文字目から行末まで、7行目 2文字目から 8文字目まで、8行目 20文字目から 30文字目まで</li> </ul>
		本件不 開 示情報 5	・ 7枚目 14行目 1文字目から 17文字目まで、23文字目から 15行目行末まで
2-17	○○公立学校○○の○○について（事情聴取）（○○）	本件不 開 示情報 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1枚目「先方の文書」欄 11文字目から 18文字目まで、「件名」欄 1行目 1文字目から 6文字目まで</li> <li>・ 2枚目「5告知事項」欄 1行目 28文字目から 30文字目まで</li> <li>・ 5枚目 2行目 12文字目から 18文字目まで、23文字目から 25文字目まで</li> </ul>
		本件不 開	・ 2枚目「6聴取内容」欄の1行目1文字目から

		示情報 6	8文字目まで、35文字目から行末まで、3行目1文字目から23文字目まで、7行目
2-18	〇〇公立学校〇〇の体罰事故に関する事情聴取(〇〇)	本件不 開 示 情 報 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1枚目「先方の文書」欄 11文字目から18文字目まで、「件名」欄 1行目1文字目から6文字目まで、2行目2文字目から20文字目まで</li> <li>・ 2枚目 1行目 31文字目から35文字目まで、4行目6文字目から行末まで、「5告知事項」欄の1行目13文字目から15文字目まで、27文字目から39文字目まで、4行目12文字目から28文字目まで</li> </ul>
		本件不 開 示 情 報 6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2枚目「6聴取内容」欄の冒頭2問の質問文</li> </ul>